

# 第 8 期 中 間 決 算 公 告

平成18年12月25日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

株式会社 **みなと銀行**

取締役頭取 藪本 信裕

## 中間貸借対照表(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	41,665	預 金	2,471,174
コ - ル 口 - ン	32,500	譲 渡 性 預 金	9,974
商 品 有 価 証 券	401	借 用 金	57,786
有 価 証 券	377,086	外 国 為 替	132
貸 出 金	2,159,961	社 債	5,000
外 国 為 替	5,593	そ の 他 負 債	22,099
そ の 他 資 産	21,992	賞 与 引 当 金	806
有 形 固 定 資 産	22,952	退 職 給 付 引 当 金	3,052
無 形 固 定 資 産	2,968	支 払 承 諾	53,015
繰 延 税 金 資 産	18,055	負 債 の 部 合 計	2,623,042
支 払 承 諾 見 返	53,015	( 純 資 産 の 部 )	
貸 倒 引 当 金	22,309	資 本 金	24,908
		資 本 剰 余 金	46,961
		資 本 準 備 金	24,908
		そ の 他 資 本 剰 余 金	22,053
		利 益 剰 余 金	15,810
		そ の 他 利 益 剰 余 金	15,810
		別 途 積 立 金	2,325
		繰 越 利 益 剰 余 金	13,485
		自 己 株 式	105
		株 主 資 本 合 計	87,573
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,706
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	439
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,267
		純 資 産 の 部 合 計	90,840
資 産 の 部 合 計	2,713,883	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,713,883

(中間貸借対照表の注記)

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

3. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1カ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用しております。また、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 3年～20年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

8. 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 41,743百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

14. 消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 関係会社の株式及び出資総額 5,083百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 14,731百万円

17. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,549百万円、延滞債権額は 43,981百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 416百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,875百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 68,822百万円であります。  
 なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し中間貸借対照表に計上した額は、24,163百万円あります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 60,279百万円あります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
 有価証券 31,910百万円  
 預け金 0百万円  
 その他資産 19百万円  
 担保資産に対応する債務  
 預金 3,359百万円  
 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 50,390百万円及びその他資産（手形交換所保証金）7百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は 9,898百万円あります。
25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
26. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
27. 1株当たりの純資産額 237円 45銭  
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は 1円 15銭減少しております。
28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額（百万円）
株式	14,173	25,867	11,693
債券	302,369	297,094	5,275
国債	188,385	183,909	4,476
地方債	48,782	48,209	572
社債	65,202	64,975	227
その他	15,652	15,470	181
合計	332,195	338,431	6,236

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,530百万円を差し引いた額 3,706百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間期における減損処理額は 433百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。

また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式等	4,678
子会社・子法人等株式	3,654
子法人等投資事業有限責任組合への出資持分	1,024
その他有価証券	33,976
社債	30,537
非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,733
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,705

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、421,074百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 413,063百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	14,348 百万円
退職給付引当金否認額	2,844 百万円
有価証券償却否認額	1,792 百万円
賞与引当金否認額	327 百万円
減価償却額損金算入限度超過額	140 百万円
税務上の繰越欠損金	1,817 百万円
繰延ヘッジ損益	299 百万円
その他	617 百万円
繰延税金資産小計	22,187 百万円
評価性引当額	22 百万円
繰延税金資産合計	22,164 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,530 百万円
前払年金費用	894 百万円
退職給付信託設定益	684 百万円
繰延税金負債合計	4,109 百万円
繰延税金資産の純額	18,055 百万円

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は91,279百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」および「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」および「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「その他資産」に含めて計上していた繰延ヘッジ損失および「その他負債」に含めて計上していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 当行は、平成18年11月17日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり公募増資による新株発行を行いました。

募集方式	一般募集
発行する株式の種類及び数	普通株式 25,000,000株
発行価格	1株につき 191円
一般募集はこの価格にて行いました。	
発行価格の総額	4,775百万円
発行価額	1株につき 182.09円
この価額は当行が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。	
なお、発行価格と発行価額の差額の総額は、引受人の手取金となります。	
発行価額の総額	4,552百万円
資本組入額	1株につき92円
資本組入額の総額	2,300百万円
払込期日	平成18年12月5日
資金の使途	全額を運転資金に充当する予定であります。

34. 上記33.の一般募集にあたり、その需要状況を勘察した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が発行株主から3,000,000株を借り入れる当行普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行っておりますが、平成18年11月17日開催の取締役会において、当該オーバーアロットメントによる当行株式の売出しに関連して、野村證券株式会社が当行株主より借り入れた株式の返却に必要な株式を取得させるため、第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

なお、野村證券株式会社が、シンジケートカバー取引を行うことにより買付けた当行普通株式の全部又は一部を、当行株主より借り入れた株式の返却に充当する場合があります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

割当先	野村證券株式会社
発行する株式の種類及び数（上限）	普通株式 3,000,000株
発行価格	1株につき 182.09円
発行価額の総額（上限）	546百万円
資本組入額	1株につき 92円
資本組入額の総額（上限）	276百万円
払込期日	平成19年1月5日
資金の使途	全額を運転資金に充当する予定であります。

35. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.12%

中間損益計算書 (平成18年4月 1日から )  
(平成18年9月30日まで )

(単位:百万円)

科 目	金	額
経常収益		32,464
資金運用収益	23,724	
(うち貸出金利息)	( 21,638 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,812 )	
役員取引等収益	6,874	
その他業務収益	944	
その他経常収益	920	
経常費用		27,579
資金調達費用	1,804	
(うち預金利息)	( 1,037 )	
役員取引等費用	2,234	
その他業務費用	2,172	
営業経費	16,523	
その他経常費用	4,845	
経常利益		4,884
特別利益		16
償却債権取立益	16	
特別損失		324
固定資産処分損失	213	
減損損失	110	
税引前中間純利益		4,576
法人税、住民税及び事業税		52
法人税等調整額		1,841
中間純利益		2,682

(中間損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの中間純利益金額 7円 01銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないのでありません。

4. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益 367百万円及び株式等売却益 92百万円を含んでおりません。

5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 3,697百万円、株式等償却 508百万円、債権売却損 384百万円、株式等売却損 83百万円、社債発行費用 43百万円を含んでおります。

6. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については営業ブロック(連携して営業を行っている営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っており、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

上記の固定資産うち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の下落により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 110百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
兵庫県洲本市	営業用店舗	建物等	15
兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65
兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29
計			110

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。

## 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 14社  
株式会社みなと地所  
みなとビジネスサービス株式会社  
みなとモーゲージサービス株式会社  
みなと保証株式会社  
みなとリース株式会社  
株式会社みなとカード  
みなとシステム株式会社  
みなとキャピタル株式会社  
みなとベンチャー育成一号投資事業有限責任組合  
みなとベンチャー育成二号投資事業有限責任組合  
みなと元気ファンド投資事業有限責任組合  
みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合  
ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合  
みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等  
該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日	6社
9月末日	8社

連結される子会社及び子法人等は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。



中間連結貸借対照表（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	41,682	預 金	2,468,617
コールローン及び買入手形	32,500	譲 渡 性 預 金	9,974
買 入 金 銭 債 権	7,047	借 用 金	57,786
商 品 有 価 証 券	401	外 国 為 替	132
有 価 証 券	374,309	社 債	5,000
貸 出 金	2,143,433	そ の 他 負 債	36,890
外 国 為 替	5,593	賞 与 引 当 金	931
そ の 他 資 産	25,031	退 職 給 付 引 当 金	3,087
有 形 固 定 資 産	44,394	支 払 承 諾	53,850
無 形 固 定 資 産	4,061	負 債 の 部 合 計	2,636,270
繰 延 税 金 資 産	18,558	（ 純 資 産 の 部 ）	
支 払 承 諾 見 返	53,850	資 本 金	24,908
貸 倒 引 当 金	23,405	資 本 剰 余 金	46,961
		利 益 剰 余 金	15,044
		自 己 株 式	105
		株 主 資 本 合 計	86,807
		その他有価証券評価差額金	3,869
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	439
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	3,430
		少 数 株 主 持 分	950
		純 資 産 の 部 合 計	91,188
資 産 の 部 合 計	2,727,459	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,727,459

(中間連結貸借対照表の注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1カ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を採用しております。また、動産については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- |     |        |
|-----|--------|
| 建 物 | 8年～50年 |
| 動 産 | 3年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,175百万円であります。
10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
- |          |   |
|----------|---|
| 過去勤務債務   | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理                            |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 |
12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 関係会社の株式総額 404百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 25,505百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 81百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,481百万円、延滞債権額は 44,697百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 416百万円であります。  
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,875百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 69,471百万円であります。  
 なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し中間連結貸借対照表に計上した額は、24,163百万円あります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 60,279百万円あります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
 有価証券 32,010百万円  
 預け金 0百万円  
 その他資産 19百万円  
 担保資産に対応する債務  
 預金 3,359百万円  
 その他負債 100百万円  
 上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 50,390百万円及びその他資産（手形交換所保証金）7百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は 4,390百万円あります。
25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 55,000百万円が含まれております。
26. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
27. 1株当たりの純資産額 235円 87銭  
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は 1円15銭減少しております。
28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。  
 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	14,296	26,355	12,058
債券	302,369	297,094	5,275
国債	188,385	183,909	4,476
地方債	48,782	48,209	572
社債	65,202	64,975	227
その他	15,652	15,470	181
合計	332,318	338,919	6,601

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 2,678百万円を差し引いた額 3,922百万円のうち少数株主持分相当額 52百万円を控除した額 3,869百万円を「**其他有価証券評価差額金**」に計上しております。その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は 433百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。

また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

29. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
社債	30,758
非上場株式（店頭売買株式を除く）	2,926
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,705

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、438,129百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 430,118百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	16,553 百万円
退職給付引当金否認額	2,858 百万円
有価証券償却否認額	1,806 百万円
不動産評価損	911 百万円
賞与引当金否認額	378 百万円
減価償却額損金算入限度超過額	188 百万円
税務上の繰越欠損金	2,755 百万円
繰延ヘッジ損益	299 百万円
その他	613 百万円
繰延税金資産小計	26,365 百万円
評価性引当額	2,250 百万円
繰延税金資産合計	24,115 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2,678 百万円
退職給付信託設定益	684 百万円
前払年金費用	894 百万円
債権債務の相殺消去に伴う	1,299 百万円
貸倒引当金調整額等	
繰延税金負債合計	5,557 百万円
繰延税金資産の純額	18,558 百万円

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。  
 なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は90,677百万円であります。
- (2) 「その他資産」に含めて表示していた繰延ヘッジ損失および「その他負債」に含めて表示していた繰延ヘッジ利益は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 当行は、平成18年11月17日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり公募増資による新株発行を行いました。

募集方式	一般募集
発行する株式の種類及び数	普通株式 25,000,000株
発行価格	1株につき 191円
一般募集はこの価格にて行いました。	
発行価格の総額	4,775百万円
発行価額	1株につき 182.09円
この価額は当行が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。	
なお、発行価格と発行価額の差額の総額は、引受人の手取金となります。	
発行価額の総額	4,552百万円
資本組入額	1株につき92円
資本組入額の総額	2,300百万円
払込期日	平成18年12月5日
資金の用途	全額を運転資金に充当する予定であります。

34. 上記33.の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当行株主から3,000,000株を借り入れる当行普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行っておりますが、平成18年11月17日開催の当行の取締役会において、当該オーバーアロットメントによる当行株式の売出しに関連して、野村證券株式会社が当行株主より借り入れた株式の返却に必要な株式を取得させるため、第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

なお、野村證券株式会社が、シンジケートカバー取引を行うことにより買付けた当行普通株式の全部又は一部を、当行株主より借り入れた株式の返却に充当する場合があります。そのため、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

割当先	野村證券株式会社
発行する株式の種類及び数(上限)	普通株式 3,000,000株
発行価額	1株につき 182.09円
発行価額の総額(上限)	546百万円
資本組入額	1株につき 92円
資本組入額の総額(上限)	276百万円
払込期日	平成19年1月5日
資金の用途	全額を運転資金に充当する予定であります。

35. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.13%

中間連結損益計算書 (平成18年 4月 1日から  
平成18年 9月 30日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収入		36,494
資金運用収入		24,190
(うち貸出金利)	(	22,069)
(うち有価証券利息配当)	(	1,821)
役務取引等収入		7,934
その他の業務収入		3,411
その他の経常収入		958
経常費用		30,553
資金調達費用		1,806
(うち預金利息)	(	1,036)
役務取引等費用		1,828
その他の業務費用		4,297
営業経常費用		17,044
その他の経常費用		5,577
経常利益		5,940
特別利益		24
償却債権取立		24
特別損失		408
固定資産処分		215
減損		192
税金等調整前中間純利益		5,556
法人税、住民税及び事業税		208
法人税等調整額		1,864
少数株主利益		33
中間純利益		3,449

(中間連結損益計算書の注記)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり中間純利益金額 9円 01銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
4. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益 367百万円及び株式等売却益 92百万円を含んでおります。
5. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 4,334百万円、株式等償却 509百万円、債権売却損 392百万円及び貸出金償却 96百万円を含んでおります。
6. 当行は、固定資産の減損処理にあたり、営業用店舗については、営業ブロック(連携して営業を行っている営業店グループ)をグルーピングの単位として取扱っております。  
連結される子会社及び子法人等のうち、賃貸用不動産を有する子会社は物件毎、その他の子会社及び子法人等は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。  
当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。  
当行の遊休資産は独立した単位として取扱っております。  
上記の固定資産のうち、以下の資産については、移転による遊休化と収益性の低下により投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 192百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
兵庫県洲本市	営業用店舗	土地及び建物等	97
兵庫県豊岡市	営業用店舗	土地及び建物等	65
兵庫県美方郡香美町	営業用店舗	土地及び建物等	29
計			192

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としております。